

～第4種踏切道において発生した、列車と自動車との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：九州旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：平成30年6月16日 17時51分ごろ

発生場所：佐賀県小城市

長崎線 鍋島駅～久保田駅間（複線）

於保踏切道（第4種踏切道：遮断機及び警報機なし）

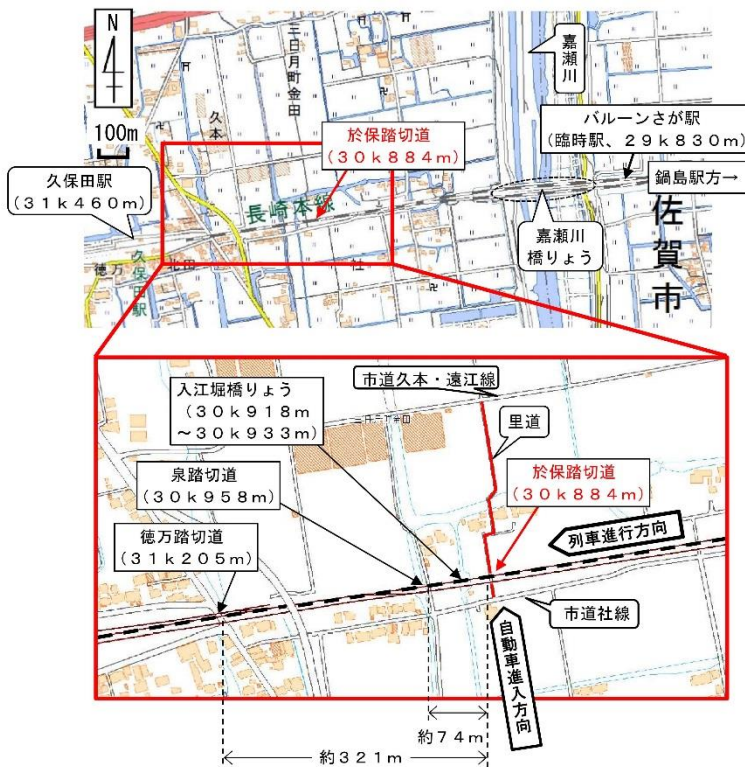
鳥栖駅起点30k884m付近

<概要>

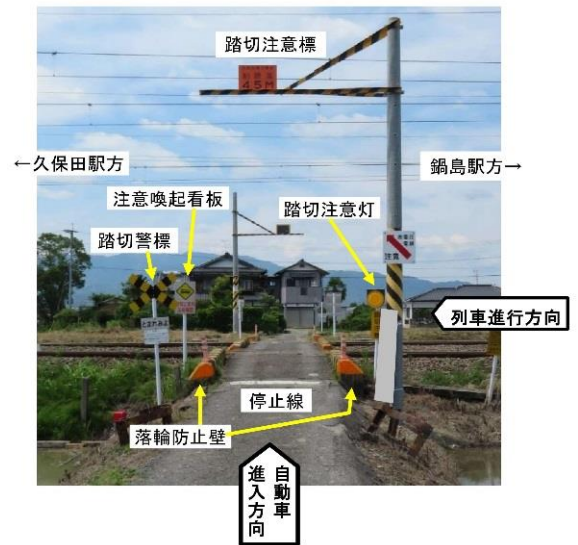
鳥栖駅発肥前山口駅行きの下り普通第2869M列車の運転士は、鍋島駅～久保田駅間を速度約84km/hで走行中、於保踏切道に進入してくる自動車を認め、直ちに非常ブレーキを使用し気笛を吹鳴したが、同列車は同自動車と衝突した。

この事故により、同自動車の運転者が死亡した。

<事故現場付近略図>



<自動車進入方向から見た於保踏切道の状況>



※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

＜於保踏切道から見た鍋島駅方の見通し状況＞



＜下り列車から見た於保踏切道の見通し状況（約421m手前）＞



＜原因＞

- ・本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である於保踏切道に列車が接近している状況において、自動車が同踏切道に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。
- ・列車が接近している状況において自動車が同踏切道に進入した理由については、自動車の運転者が死亡しているため明らかにすることはできなかった。

＜再発防止のために望まれる事項＞

- ・踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。於保踏切道は、通過する列車の速度が高速で、鉄道交通量が多く、複線区間にあるため踏切長も長く、平成9年以降、本事故を含め4件の事故が発生している。このことから、鉄道事業者、道路管理者及び地域住民等の関係者は、同踏切道が事故の危険性が高い踏切であることを踏まえ、同踏切道の廃止又は踏切保安設備の整備に関する協議を進め、早期に方針を定めて、具体的な取組を実施することが必要である。
- ・列車の速度が高い、鉄道交通量が多い、踏切長が長いなど、於保踏切道と同様の危険要素を有している他の第4種踏切道においても、早期に廃止又は踏切保安設備の整備を行うべきであると考えられることから、鉄道事業者、道路管理者及び地域住民等の関係者は、対策に向けた協議を進め、早期に方針を定めて、具体的な取組を実施することが必要である。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\)](http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、鉄道事故調査報告書をご覧ください。